

(平成26年9月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

厚生年金関係 18 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人の平成18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、18年7月19日は10万円、同年12月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月10日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年7月19日
④ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び同社の複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間③は10万円、申立期間④は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、

事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」からは、申立期間①及び②におけるA社からの振込記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年12月10日、16年7月10日、18年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②、⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、15年12月19日、16年7月16日及び18年7月19日は15万円、同年12月20日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月16日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年7月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年7月19日
⑦ 平成18年12月20日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、⑥及び⑦について、A社から提出された手当一覧、金融機関から提出された申立人に係る「お取引明細表」及び複数の従業員から提出された賞与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①、②及び⑥は15万円、申立期間⑦は30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、④及び⑤について、A社から提出された手当一覧により、申立人が主張しているとおりの賞与が支払われていたことが推認できるが、同社の複数の従業員から提出された平成16年12月度及び17年12月度の給与明細書によると、当該手当一覧に記載された賞与額と同額の「その他手当」が給与の一部として支給されているところ、当該「その他手当」に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、B市から提出された申立人に係る課税元金額情報によると、平成16年所得分の社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の各月における標準報酬月額及び16年7月の標準賞与額から算出した社会保険料額と上記手当一覧に記載された同年12月の賞与額から算出した雇用保険料のみの額との合計額とおおむね一致し、17年所得分の社会保険料額は、オンライン記録で確認できる申立人の各月における標準報酬月額から算出した社会保険料額と当該手当一覧に記載された17年7月及び同年12月の賞与額から算出した雇用保険料のみの額との合計額とおおむね一致することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日、同年12月25日及び16年7月25日は37万円、同年12月25日は36万1,000円、18年12月25日は19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月25日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成18年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された給料支払明細書（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書（賞与）において確認できる保険料控除額から、平成15年7月25日、同年12月25日及び16年7月

25日は37万円、同年12月25日は36万1,000円、18年12月25日は19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料の納付に係る資料の保管はないものの、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 17 年 12 月 10 日は 24 万円、18 年 12 月 10 日は 28 万円、23 年 8 月 10 日は 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 10 日
② 平成 18 年 12 月 10 日
③ 平成 23 年 8 月 10 日

A社は、平成 17 年 12 月、18 年 12 月及び 23 年 8 月に支払った賞与に係る届出を行っていなかったことから、26 年 4 月 10 日に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間①及び②に係る冬季分賞与台帳並びに申立期間③に係る夏季手当台帳によると、申立人は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（平成 17 年 12 月 10 日は 24 万円、18 年 12 月 10 日は 28 万円、23 年 8 月 10 日は 3 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和35年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月19日から同年8月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に本支店間の異動はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された申立人に係る人事異動歴照会（回答）から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和35年8月1日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東東京厚生年金 事案 25506 (事案 4967、12541、18495 及び 22804 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA署(B)における資格取得日に係る記録を昭和33年8月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月20日、同署(B)における資格取得日に係る記録を34年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年11月24日とし、当該期間の標準報酬月額を、33年8月から同年11月まで及び34年5月から同年9月までは9,000円、同年10月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月1日から同年12月20日まで
② 昭和34年5月1日から同年11月24日まで

当初、昭和31年から34年まで、毎年季節労働でA署C区に勤務していた期間のうち、32年5月1日から同年12月16日まで、33年8月1日から同年12月20日まで及び34年5月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、当該期間のうち32年5月1日から同年12月16日までの期間については、同僚の回答から記録訂正が認められたが、33年及び34年については、記録訂正ができないと通知を受けた。

しかし、納得できないので、今回、私がA署に勤務していたことについて、D局から交付された在籍証明書を提出するので、再度検討し、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②を含む昭和33年5月1日から同年12月21日までの期間及び34年5月1日から同年12月21日までの期間に係る申立てについては、i) 申立人は、A署C区に勤務したと申し立てているが、同署C区及び同署E区の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が記憶している元同僚7人は、いずれも当該期間について、同署E区で厚生年金保険に加入していること、ii) 申立人は、同署の同僚と35年1月か

ら同年3月まで一緒に失業手当を受給したので、当該同僚に確認してほしいと申し立てているが、当該同僚は、申立人がいつ失業保険を受けたかは分からない旨回答していること、iii) 申立人は、自分を同署に紹介してくれた人のF共済組合連合会発行の年金加入期間確認通知書を提出するので、自分の記憶と主張が正しいことを認めてほしいと申し立てているが、当該資料は、申立人の当該期間における勤務及び厚生年金保険料控除を確認できる資料には当たらないこと、iv) 申立人は、同署に勤務していた同僚の氏名を一覧表にして提出し、当該同僚の年金記録を確認すれば、同僚全員が厚生年金保険に加入していることが分かると申し立てているところ、複数の同僚の回答から、期間は特定できないが、申立人が当該期間当時に同署に勤務していたことはいかかであったものの、当該期間当時、同署は、勤務していた全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったこと等の理由から、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に年金記録確認G地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年11月5日付け、22年10月20日付け、23年7月13日付け及び24年2月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申し立てに当たり、申立人は、申立期間を昭和33年8月1日から同年12月20日までの期間及び34年5月1日から同年11月24日までの期間とし、申立期間にA署に勤務していた旨のD局総務課発行の証明書を提出しており、当該証明書から、申立人は、申立期間に同署に勤務していたことが認められる。

また、D局は、申立人に係る雇用台帳や人事記録等、給与からの保険料控除についての資料の保存は無いものの、昭和28年及び32年のH庁指導において、任意包括適用の取扱いに属する者についても、加入希望者がある場合につき加入手続を取ることとされており、申立人と同時期に臨時作業員又は定期作業員として雇用された者に係る現存する雇用台帳によれば、当該作業員は厚生年金保険に加入手続を取っていたものと考えられ、申立人についても、33年及び34年に加入手続をしない理由は特段考えにくい旨回答している上、同局は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたものと考えられる旨回答している。

さらに、昭和33年については、A署に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（I）では、同年に同署で被保険者資格を取得している者はいない一方で、同署と同名称の事業所の被保険者名簿（B）によると、同署は、同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が記憶する同僚のうち、申立人と同職種の複数の同僚は、同日付けで同署において被保険者資格を取得し、同年12月20日に資格を喪失していることが確認できる上、34年についても当該複数の同僚は、同署において、同年5月1日に資格を取得し、同年11月24日に資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同職種の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、昭和33年8月から同年11月まで及び34年5月から同

年9月までは9,000円、同年10月は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主において当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年8月から同年11月まで及び34年5月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月30日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の元従業員の供述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、元従業員の供述から昭和40年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年7月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月31日から同年10月1日まで

A社には、ダンプカーの運転手として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、B社からA社に名称が変更になったが、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から、申立人は、申立期間にB社又はA社に勤務していたことが認められる。

また、B社及びA社に係る事業所別被保険者名簿により、両社において、申立人と同職種であった従業員の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立人と同様、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いが、同人が保有する給料支払明細書及びA社の経理担当者の供述から判断すると、同人は、昭和44年7月から同年9月までの厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を同社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、上記被保険者名簿によると、A社は、昭和44年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所となっていないことが確認できるものの、商業・法人登記簿謄本では、同年7月17日に同社が設立されていることが確認でき、申立人及び複数の従業員の供述により、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月5日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和47年1月5日から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出されたA社に係る退職証明書並びに同社から提出された申立人に係る人事通達及び給与明細表から、申立人は、申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に係る給与明細表から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和47年2月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年8月20日は47万円、同年12月12日は34万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、A社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間①に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」及び複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書から判断すると、申立人に対する平成15年冬季賞与は34万1,600円であり、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、複数の従業員の口座情報によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与の厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できる。

また、複数の者が保有する申立期間②に係る賞与明細書の差引支給額は、破産管財人から提出された「更正配当表（労働債権）」により確認できる配当額と一致している上、当該配当表に申立人の氏名及び配当額が記載されていることが確認できる。

さらに、申立人は、時期ははっきり覚えていないが破産管財人から振込みの通知を受け取ったことを覚えているとしている。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については申立期間②に支給されるものであったことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26.冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から、34万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は30万円、16年12月10日は39万円、17年12月9日は38万1,000円、18年6月9日は21万1,000円、同年12月11日及び19年6月11日は25万6,000円、同年12月10日は31万4,000円、20年6月10日は21万円、同年12月10日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年6月11日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年6月10日
⑨ 平成20年12月10日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑨までに係る賞与の記録が無いことが年金事務所からの通知により分かったため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年分、16年分、19年分及び20年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿並びに15年分、17年分及び19年分の給与所得の源泉徴収票並びに平成19年度、20年度及び21年度の市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書及び並びに平成16年1月分及び20年1月分の給料明細（以下「給与資料等」という。）並びに金融機関から提出された普通預金元帳により、申立人は、申立期間にA社

から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与資料等及び金融機関から提出された普通預金元帳の賞与振込額により推認できる保険料控除額から、平成15年12月10日は30万円、16年12月10日は39万円、17年12月9日は38万1,000円、18年6月9日は21万1,000円、同年12月11日及び19年6月11日は25万6,000円、同年12月10日は31万4,000円、20年6月10日は21万円、同年12月10日は25万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の代表取締役二人のうち一人は既に死亡している上、他の一人は、自身は営業系の担当であり、資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月14日は3万円、同年12月15日は15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月14日
② 平成18年12月15日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳及び金融機関のお取引明細表並びに複数の者が保有する申立期間①及び②に係る賞与明細書により判断すると、申立人は、申立期間①及び②にA社から賞与の支払を受けていたと認められる。

また、上記賞与明細書により、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の総務担当であったと供述している取締役が、平成15年から20年の賞与は7月と12月の年2回であり、従業員全員に2回賞与を支給し、全員から保険料を控除した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記複数の者が保有する賞与明細書により確認できる保険料率並びに上記預金通帳及び金融機関のお取引明細表により確認できる振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年7月14日は3万円、同年12月15日は15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間当時の事業主は死亡している上、その後の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は21万6,000円、18年7月14日、同年12月15日及び19年7月13日は21万9,000円、同年12月14日は22万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月13日
⑤ 平成19年12月14日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間①から⑤までに賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳及び複数の者が保有する申立期間①から⑤までに係る賞与明細書により判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにA社から賞与の支払を受けていたと認められる。

また、上記賞与明細書により、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の総務担当であったと供述している取締役が、平成15年から20年の賞与は7月と12月の年2回であり、従業員全員に2回賞与を支給し、全員から保険料を控除した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記複数の者が保有する賞与明細書により確認できる保険料率及び上記預金通帳により確認できる振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月16日は21万6,000円、18年7月14日、同年12月15日及び19年7月13日は21万9,000円、同年12月14日は22万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、その後の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 22 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 16 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る預金元帳及び複数の者が保有する申立期間に係る賞与明細書により判断すると、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていたと認められる。

また、上記賞与明細書により、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の総務担当であったと供述している取締役が、平成 15 年から 20 年の賞与は 7 月と 12 月の年 2 回であり、従業員全員に 2 回賞与を支給し、全員から保険料を控除した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記複数の者が保有する賞与明細書により確認できる保険料率及び上記預金元帳により確認できる振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、22 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立

期間当時の事業主は死亡している上、その後の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 51 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、51 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月16日は26万円、18年7月14日は25万3,000円、同年12月15日は26万3,000円、19年7月13日は28万円、同年12月14日は27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月15日
④ 平成19年7月13日
⑤ 平成19年12月14日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。申立期間①から⑤までに賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る預金元帳及び複数の者が保有する申立期間①から⑤までに係る賞与明細書により判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにA社から賞与の支払を受けていたと認められる。

また、上記賞与明細書により、厚生年金保険料が賞与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の総務担当であったと供述している取締役が、平成15年から20年の賞与は7月と12月の年2回であり、従業員全員に2回賞与を支給し、全員から保険料を控除した旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、上記複数の者が保有する賞与明細書により確認できる保険料率及び上記預金元帳により確認できる振込額を基に算出した賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月16日は26万円、18年7月14日は25万3,000円、同年12月15日は26万3,000円、19年7月13日は28万円、同年12月14日は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間①から⑤までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、その後の事業主からも回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の社会保険事務担当だった旨回答している者から提出された「2003 夏支給控除」及び同氏の供述並びに複数の者が保有する申立期間に係る賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社からC社に異動したが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の管理部担当者の供述並びに同僚及び従業員の回答から判断すると、申立人は、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務し（A社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日について、上記担当者は、申立人の申立期間における異動は事業統合に伴うものであり、申立人のC社における資格取得日を昭和38年6月1日と届け出ていることから、同日であると思われる旨供述していることから判断すると、同日とすることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明としているが、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人に係る資格喪失日が昭和38年5月30日と記載されていることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が

納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月10日から22年6月1日まで
A社(現在は、B社)で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る個人記録簿及び従業員の供述から、申立人は、申立期間にA社本社に継続して勤務していたと推認できる。

しかしながら、B社は、上記個人記録簿及び昭和17年7月現在の社員名簿以外の資料は無いため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除については不明である旨回答している。

また、B社から提出された社史によると、「昭和20年*月*日深夜の大空襲は、当社の基幹をなすC製作所を全滅させ、本社ビルも大きな打撃を受けた。」と記載されているところ、同社は、申立期間当時はA社の経営状況は悪かった旨回答している上、複数の従業員も同様の供述をしている。

さらに、A社C製作所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、約400人を超える者が厚生年金保険の被保険者であったところ、そのうち、昭和20年9月10日に被保険者資格を喪失した者は200人以上であり、同製作所において多くの従業員が申立人と同日に資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録において申立期間当時に空白期間のある従業員の一人は、空襲により会社が縮小されるということで、被保険者資格の空白期間は退社していた旨供述している。

これらのことから判断すると、A社では、申立期間当時、多くの従業員について、空襲による事業規模の縮小により、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

なお、申立人から提出された同僚8人と一緒に写っている写真（撮影日は不明）から、3人の氏名が判明しているが、そのうち二人は死亡しており、残る一人は所在不明であり照会できず、また、申立人から提出されたA社本社におけるOB会会員名簿（昭和55年7月）からは、現在の所在を確認できる者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 23 年 12 月 1 日まで
A社から入手した源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間における標準報酬月額は 32 万円と記録されるべきと思われるが、30 万円と記録されている期間があるので、本来の標準報酬月額に基づく保険給付が受けられる記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、申立人から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、上記賃金台帳により確認できる厚生年金保険料額及びA社が申立人の給与から控除したとする厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致する額又はそれを下回る額となっていることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 7 月 25 日
② 平成 19 年 9 月 1 日から 23 年 12 月 1 日まで

A社において、平成 18 年 7 月 25 日に夏季手当の支払を受けたが、標準賞与額が記録されていないので、記録を訂正してほしい。また、申立期間②の標準報酬月額は、自身が受けていた報酬月額に見合わない記録になっているようなので、調査の上、正しい記録にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された給与明細書及び普通預金通帳の写しによると、申立人は、申立期間①において、A社から夏季手当（16 万円）を受けたことが確認できる。

しかし、上記給与明細書等によると、当該夏季手当に基づく厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、申立期間①の夏季手当は一時金として支給したものであるが、届出及び当該手当から保険料を控除することが必要であると認識しておらず、厚生年金保険料を控除していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できるものの、当該給与明細書により確認できる厚生年金保険料額及びA社が申立人の給与から控除したとする厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致する額又はそれを下回る額となっていることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 25505 (事案 429 及び 22404 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 16 日から 47 年 3 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に対して二度にわたり申し立てたところ、いずれも記録の訂正は必要でないとの通知を受けた。

今回、新たな資料として、厚生年金保険の期間照会について(回答)、7月分厚生扱明細票及び給与通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の作品録から申立人が申立期間に同社で勤務していたことはうかがえるが、同社の事業主は、申立人の申立期間における雇用形態は、テレビ番組などの作品の製作ごとの請負契約によるものであり、この請負契約の従業員については、昭和 38 年頃に全員を厚生年金保険から脱退させ、その後、47 年 3 月に労働組合との交渉により再度資格取得させるまでは、厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料を控除していなかったとしていること、ii) 申立人は、申立期間のうち、45 年 4 月から 46 年 6 月まで、国民年金保険料を納付していることなどの理由から、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 20 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、委員会の決定に納得がいかないとして、新たな情報及び資料として、同僚 17 名の名字、昭和 38 年 5 月 1 日付け辞令、同年 6 月 16 日付け給与通知書、同年 7 月 25 日支給の給料袋、7 月分給料明細票及び創立 15 周年記念酒肴料袋を提出し、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしているが、i) 申立人が記憶していた同僚 17 名のうち、オンライン記録から住所が確認できた 10 名に照会したところ、7 名が、「申立期間に申立人はA社で番組制作の仕事をしてい

た。」と回答しており、また、同社の6名の従業員は、「申立期間に申立人は勤務していた。」と回答していることから、申立人が申立期間に同社で番組制作の仕事に従事していたことは推認できるものの、申立人から提出された辞令、給与通知書及び給料袋については、いずれも申立期間のものではないこと、ii) 年度不明の7月分給料明細票については、申立人が、「昭和38年度のものである。」と供述していることから、これらの資料から申立期間の保険料控除を確認することはできないこと、iii) 申立人から提出された創立15周年記念酒肴料と記載された袋からは、保険料控除を確認できないこと、iv) 同社に係るオンライン記録によると、申立人同様、38年から41年にかけて資格を喪失し、47年3月に再度資格を取得している従業員4名については、同社の事業主が、「昭和38年頃から制作に係る社員は雇用形態を請負契約に切り替え、当該社員は47年3月まで厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していない。」と回答していること、v) 同社において、44年3月頃から社会保険事務を担当していたという従業員は、「私が社会保険事務を担当していた期間については、申立人に関し、社会保険関係の事務をした事実はない。」旨回答していることから、申立人から提出された新たな情報及び資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらないことから、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年1月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、今回新たな資料として、「厚生年金保険の期間照会について（回答）」、「7月分厚生扱明細票」及び「給与通知書」を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとしている。

しかしながら、申立人から提出された「厚生年金保険の期間照会について（回答）」については、申立人からの被保険者期間の照会に対し、平成22年8月30日付けで年金事務所が回答したものであり、給与通知書については、前回の申立ての際に提出されたものと同じものであるため、いずれも新たな資料とは認められない。

また、7月分厚生扱明細票については、年度が不明であることから、申立期間の保険料控除を確認することができない上、当該厚生扱明細票に記載された社会保険料額は、前回の再申立ての際に提出された7月分給料明細票の社会保険料額の合計額と一致していることが確認できる。

以上のことから、申立人から提出された新たな資料については、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年9月1日から5年3月1日まで
② 平成6年5月8日から同年7月21日まで

A社に営業として勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保有する「平成4年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録では、A社は、平成5年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人が保有する平成4年9月分から同年12月分までのA社に係る給料明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人が保有する「平成5年度市民税・県民税特別徴収税額通知書」及び「平成4年分給与所得の源泉徴収票」では、社会保険料控除額「86,854円」が記載されていることが確認できるものの、申立人が保有する上記給料明細書により、申立人の申立期間①の報酬額に見合う標準報酬月額が30万円であることがうかがえるところ、上記社会保険料控除額は、当該標準報酬月額の平成4年9月から同年12月までの期間に相当する社会保険料控除額と一致しないため、上記社会保険料控除額「86,854円」に厚生年金保険料の控除額が含まれていることを確認することができない。

加えて、申立期間①当時のA社の事業主は、申立期間当時の資料は保有していないことから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除については、不明であるとしている。

また、雇用保険の加入記録により、申立期間①にA社において勤務が確認できる同僚及び従業員3人に照会したところ、同僚一人から回答があったものの、同人は、申立人の申立期間①に係る同社の厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社において、平成6年5月7日に離職し、同年7月21日に再取得していることが確認でき、申立期間②については勤務が確認できない。

また、申立人から提出された一部の給料明細書により、給与からの保険料控除は翌月控除であったことが推認できるところ、申立人は、A社に係る平成6年6月分の給料明細書を保有しておらず、保有している同年7月分の給料明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間②当時のA社の事業主は、当時の資料が無く、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明であるとしている。

加えて、雇用保険の加入記録により、申立期間②にA社において勤務が確認できる同僚及び従業員4人に照会したところ、同僚一人から回答があったものの、同人は、申立人の申立期間②に係る同社の厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしている。

また、オンライン記録及びB協会の回答により、申立人は、平成6年5月8日から同年5月20日までの期間及び同年5月21日から同年6月30日までの期間、傷病手当金を受給していることが確認できる上、同協会は、申立人が受給していた傷病手当金は、資格喪失後の継続給付であり、申立人に対する未支給や減額の記録が無いことから、満額を支給していたとしている。

このほか、申立人の申立期間②における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 21 日から 43 年 8 月 21 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「社会保険社員台帳（資格取得及び資格喪失年月日）」では、申立人の資格喪失年月日が昭和 42 年 8 月 21 日と記録されており、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社は、申立期間において申立人は同社に勤務していたかどうか不明としているものの、上記社員台帳により、厚生年金保険に加入させていない者の給与から厚生年金保険料を控除することはない旨供述している。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者であって、かつ、連絡先が判明した 29 人の従業員及び同僚に照会したところ、13 人から回答があり、そのうちの 3 人は、申立人を記憶しているものの、勤務期間は分からないと供述していることから、申立期間の勤務について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月頃から48年7月頃まで
A社にパート従業員として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。パート従業員の同僚には、同社で厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の現在の事業主及び従業員の供述から、期間を特定することはできないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記事業主は、申立期間当時の資料が無く、当時の事業主及び社会保険事務担当者も死亡しており、申立人の勤務期間、職種、雇用形態及び厚生年金保険の取扱いについては不明であるとしているものの、申立期間当時、パート従業員は、厚生年金保険には加入させておらず、加入させていない従業員の給与から、保険料を控除することは無いと思う旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人が記憶する同僚5人は、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない上、そのうちの一人は、申立期間とは別の期間に同社における加入記録が確認できるところ、当該同僚は、昭和46年から48年までの期間も同社に勤務していたが、当該期間はパート従業員として勤務し、厚生年金保険には加入せず、正社員となってから加入したと回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の従業員に、申立人の勤務等について照会したところ、申立人を記憶している者が二人いたものの、両人とも申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 1 日から平成 10 年 7 月 31 日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料支払明細書を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてB社（名称変更後、A社）の事業主であった3人に照会したところ、そのうち一人は、申立人は同社に入社後、短期間で退職し、その後は個人事業主としての同社の作業を請け負っていた旨供述しており、ほかの一人が名前を挙げた当時の社会保険事務担当者も、申立人は請負契約の個人事業主であったように記憶している旨回答している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間の始期である同年 9 月 1 日以降に資格喪失している 104 人のうち連絡可能な 62 人に照会したところ、21 人から回答があり、そのうち申立人を記憶している 4 人のうち二人は、申立人は個人事業主であった旨供述している。

さらに、上記二人のうち一人は、B社を退職した後、個人事業主であった者の下で働いた旨供述しているところ、オンライン記録によると、同人が個人事業主であったとする者は、同人がその下で働いたとする期間に国民年金に加入しており、同社での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

なお、厚生年金保険法上、厚生年金保険の被保険者は、適用事業所に使用される者に限られており、個人事業主は被保険者となることができない。

一方、申立人は、B社の名称が印刷されている昭和 59 年 10 月分給料支払明細書及び同社名に加えC社の名称のゴム印が押された 63 年 6・7 月分給料支払明細書を保有し

ているものの、複数の事業主及び社会保険事務担当者の供述並びに複数の者が保有する給料支払明細書から判断すると、申立人が保有する給料支払明細書はB社が発行したものであるとは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、申立期間後の事業主は、申立人は、申立期間当時、B社C営業所で勤務し、同社から給与の支払等を受けており、A社では勤務していなかった旨供述している。

また、オンライン記録により、申立人同様、昭和 34 年 6 月 10 日付けでA社において資格喪失し、同年 12 月 1 日付けでB社C営業所において資格取得している者が二人確認できるものの、一人は既に死亡しており、残る一人は申立人の勤務状況等について分からない旨供述しているほか、同年 6 月 10 日付けでA社において資格喪失している者は、当時、同社の経営状況は厳しく、給与の遅配等もあり、自身も空白期間があるが、当該期間は厚生年金保険に加入していなかったと思う旨供述している。

さらに、B社C営業所に係る事業所別被保険者名簿によると、同社同営業所は昭和 34 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書等を保有しておらず、また、申立人と同様に申立期間に厚生年金保険の加入記録の無い複数の従業員に照会したものの、申立期間の給与明細書を保有している者は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 1 日から 23 年 7 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低いので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の申立期間に係る給与明細により確認できる支給総額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

しかしながら、上記給与明細において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、A社が保有する「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」における申立人に係る標準報酬月額は 44 万円と記載されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 22 年分給与所得の源泉徴収票で確認できるA社における社会保険料等の金額から前職分の社会保険料額を差し引いた金額は、上記給与明細のうち、22 年 6 月度から同年 12 月度までにおいて確認できる社会保険料の合計額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。